

限定（条件付き）免許を解除する場合

掲載日：令和7年10月1日

第1 限定解除について

一定の条件が付与された運転免許については、申請に基づき審査を受けて条件を解除することができます。

第2 受験受付

1 指定自動車教習所で合格された方

申請先・受付時間等

(1) 広島県又は東部運転免許センター（月～金）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

(2) 三次試験場（火・水・木）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

※いずれも、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

2 試験場で技能審査を受験される方（指定自動車教習所で合格以外の方）

一定の条件が付与された運転免許について条件を解除する場合、事前に審査日の予約を行い、技能審査を実施します。

予約の受付時間

(1) 広島県又は東部運転免許センター（月～金）

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

(2) 三次試験場（火・水・木）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

(3) 最寄りの警察署（月～金）

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

※祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

※受験日は、受付からおおむね1週間先から最長でも翌月末までとなります。

なお、電話による受付はできません。

申請先等は下記のとおりで、受験受付は、指定受付時に指定された日時場所となります。

技能審査は、

広島県運転免許センター 全免種

東部運転免許センター 普通一種、普通二種、大型自動二輪、普通自動二輪免許のみ

三次試験場 普通一種、普通自動二輪免許のみ

第3 条件例

1 自動車等を運転するについて、必要な条件を付されたもの。

(1) 中型車は中型車（8t）に限る

(2) 普通自動二輪は小型二輪に限る

- (3) 大特車は、農耕車に限る
- 2 身体の状態又は運転の状態に応じ、運転することができる自動車等の種類を限定されたもの。
 - (1) A T 車に限る
 - (2) 中型車 (8 t)、準中型車と普通車はA T 車に限る
 - (3) 中型車 (8 t)、準中型車と普通車は手動式のアクセルに限る

第4 必要物等

- 1 運転免許証及びマイナ免許証
- 2 技能審査合格証明書 (指定自動車教習所で教習を終了した方)
- 3 限定解除申請書類、ボールペン、
手数料 指定自動車教習所で教習を終了した方 1,350 円
直接試験場で受験される方 1,350 円 貸車料 1,750 円
※眼鏡等が必要な方は、必ず持参してください。

第5 内容

条件に応じて、次の審査を実施します。

- (1) 運転技能審査 (学科試験及び適性試験はなし。)
- (2) 運転技能又は身体の状態に応じた車両による審査

第6 その他

積雪・台風等の悪天候の時及び審査を実施するコース等に不具合が発生したときは、運転技能審査を中止することがあります。